

議 長 日程第4「議案第53号平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」と議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第53号平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ929万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,821万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成29年12月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは説明させていただきます。3ページをお開きください。第2表債務負担行為補正でございます。事項は特定健康診査事業についてでございます。期間は平成30年度から平成34年度の5年間。限度額は特定健康診査事業の実施に要する額となります。この特定健康診査事業につきましては、子育て健康課に執行委任しているところでございます。集団健診として一般会計補正予算でお認めいただいたがん検診等事業、または後期高齢者を対象といたします高齢者健康診査事業と同時実施するなど、安定した健診体制の構築を目的とするものでございます。受診者への便宜を図るとともに、受診者御自身が健診結果を適正な経年管理ができるように努めてまいります。

次に、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。10ページ、11ページをお開きください。款9繰入金、項1、目1一般会計繰入金でございます。節1保険基盤安定繰入金は718万4,000円の増額となります。この保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度でございます。保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1、保険税減額分として県4

分の3、町4分の1の負担割合となり、一旦一般会計で国費・県費を受け入れ、町負担分を加えまして繰り入れるものでございます。節2職員給与費等繰入金でございますが、年度初めの職員の人事異動に伴う人件費増額分の補正となります。一般会計繰入金といたしましては、一般会計補正予算（第8号）でお認めいただいた国民健康保険事業特別会計繰出金と同額929万7,000円の増額となります。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、年度初めの職員の人事異動に伴う人件費の補正によるものでございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目3一般被保険者療養費につきましては、保険基盤安定繰入金の増額による財源補正となります。項2高額療養費につきましては、目1の一般被保険者、目2の退職被保険者等ともに給付が伸びておりまして、増額補正させていただくものでございます。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目6国庫支出金返納金につきましては、平成28年度国民健康保険特定健康診査保健指導負担金の実績が確定いたしましたことによりまして8万円を返納するものでございます。

款12、項1、目1予備費につきましては、保険給付費等の一般財源が不足いたしますので、予備費を639万5,000円を減額し、一般財源とするものでございます。

なお、次のページに給与費明細書を、最後のページに債務負担行為に関する調書を掲載いたしております。後ほど御高覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとお声ですが、ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第53号平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。